

光化学スモッグ緊急時対策マニュアル

半田市市民経済部環境課

令和7年4月改訂

光化学スモッグ緊急時対策マニュアル

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱及び愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領に基づき、愛知県が衣浦区域において光化学スモッグ注意報等を発令したとき、環境課が行う住民周知等の方法及び関係各課の役割について、次のとおり定める。

1. 光化学スモッグについて

① 光化学スモッグとは

自動車や工場等から排出された窒素酸化物 (NO_x) や、ガソリンやシンナー等に含まれる炭化水素 (HC) が、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダント (O_x) に変化する。 O_x が濃くなると、白いモヤがかかったような状態になり、この現象を光化学スモッグという。

② 光化学スモッグの発生条件について

- 発生しやすい時期：4月から10月の10時頃から17時頃まで
- 気象条件：晴又は薄曇りで日射が強く、気温が25度以上で風速3m/s以下

③ 健康被害について

- 目：ちかちかする、異物感、流涙、痛み
- 喉：イガイガする、痛い
- 皮膚：発赤

※重度症状の場合、手足のしびれ、めまい、頭痛、発熱、呼吸困難、嘔吐、意識障害が現れる場合もある。

2. 光化学スモッグ注意報等の発令状況の確認

【平日】

愛知県環境局水大気環境課（以下「県」）から環境課に電話、FAX、一斉メールにより連絡があり、これらの連絡から光化学スモッグ注意報等の発令状況を確認する。

【休日】

県から市役所宿直室へ電話及びFAXにより連絡が入る。県からの連絡を受けた宿直者は、環境課職員へ連絡（参考：P7）し、環境課職員は光化学スモッグ注意報等の発令状況を確認する。

【県のメール配信サービスについて】

環境課職員及び関係各課所属長は、光化学スモッグ注意報等発令状況を常に確認できるよう、愛知県の光化学スモッグ注意報等発令メール配信サービスの登録を行う。

なお、登録の有効期間は4月から10月末までのため、毎年4月に登録を行う。

メール配信サービス登録URL

<http://taiki-kankyo-aichi.jp/kanshi/mail/HatsureiDeliveryService.html>



3. 注意報等発令時の対応について

県からの連絡を受け、その内容により次のレベルに応じて、対応を行う。

【参考】

現在の光化学スモッグ注意報等発令状況(県公表WEBサイト)

(<http://taiki-kankyo-aichi.jp/kanshi/hatsurei/index.html>)



発令場所等 △レベル	レベル1	レベル2	レベル3
衣浦区域 (0x 基準値)	予報 (0.08ppm 以上)	注意報 (0.12ppm 以上)	警報・重大警報 (0.24ppm・0.40ppm 以上)

※愛知県内では、過去に警報・重大警報の発令はありません。

- **レベル1 <予報が発令された場合>**

【環境課】

- ① 県のホームページ（現在の光化学スモッグ注意報等発令状況）及び大気汚染常時監視結果（速報値）のデータの推移を確認する。
- ② グループウェアシステム（以下「グループウェア」）の掲示板に予報が発令されたことを掲載し、注意喚起を行う。

- **レベル2 <注意報が発令された場合>**

【環境課】

- ① グループウェアの掲示板に注意報が発令されたことを掲載（参考：P8）し、光化学スモッグ予報・警報等発令時連絡表（P5, 6）の関係各課へ住民等への周知の依頼を電話で行う。
- ② 庁内での周知文掲示及び庁内放送を実施する。（参考：P9, 12）
- ③ ホームページへ周知文を掲載する。

【関係各課】

- ① 所管する公共施設等へ電話で直接連絡し、館内放送及び掲示による周知の依頼を行う。
- ② 施設等管理者は、周知文の掲示や館内放送等を実施する。（参考：P9, 12）

- **レベル3 <警報・重大警報が発令された場合>**

【環境課】

- ① グループウェアの掲示板に警報・重大警報が発令されたことを掲載し、関係各課へ住民等への周知の依頼を電話で行う。

- ② 庁内での周知文掲示及び庁内放送を実施する。(参考:P10, 13, 14)
- ③ 環境課から防災安全課に依頼し、防災無線により住民等への周知を行う。(参考:P11)
- ④ ホームページへ周知文を掲載する。
- ⑤ 必要に応じて公用車で市内のパトロールを行う。

【関係各課】

- ① 所管する公共施設等へ電話で直接連絡し、館内放送及び掲示による周知の依頼を行う。
- ② 施設等管理者は、周知文の掲示や館内放送等を実施する。(参考:P10, 13, 14)

4. 注意報等の解除

<予報の解除>

【環境課】

予報の解除について、グループウェア掲示板により周知を行う。

<注意報の解除>

【環境課】

- ① 注意報の解除について、グループウェア掲示板により周知を行うとともに、関係各課へ連絡を行う。
- ② 掲示の撤去及び庁内放送を行う。

【関係各課】

関係公共施設等へ電話等で直接伝達し、各施設管理者等は、館内放送等で注意報が解除したことを周知し、掲示等を撤去する。

<警報・重大警報の解除>

【環境課】

- ① 警報・重大警報の解除について、グループウェア掲示板により周知を行い、関係各課へ連絡を行う。
- ② 掲示の撤去及び庁内放送を行う。
- ③ 環境課から防災安全課に依頼し、防災無線により住民等へ周知を行う。
- ④ 必要に応じて公用車で市内のパトロールを行う。

【関係各課】

関係公共施設等へ電話等で直接伝達し、各施設管理者等は、館内放送等で警報又は重大警報が解除したことを周知し、掲示等を撤去する。

5. 健康被害の調査

【環境課】

発生した被害をとりまとめ、半田保健所及び知多県民事務所環境保全課にメール

(chita@pref.aichi.lg.jp)又はFAX(0569-23-2354)等により報告する。

【関係各課】

施設等管理者は、被害者の発生を確認した場合は、被害状況を別紙2（P15）にまとめ、環境課へメール、FAX等により報告する。

なお、同一施設において集団で被害が発生した場合は、別紙3（P16）により健康被害の情報を環境課へメール、FAX等により報告する。

防災無線の使用は
警報・重大警報のみ実施

愛知県
環境局水大気環境課
(052-954-6216)

FAX及びTELにより通知

半田市役所
環境課
(21-4001)

- ・グループウェア掲示板
- ・各課へのTEL連絡
- ・ホームページ

	電話番号	内線・短縮	ファックス
1. 市役所内関係			
(1) 防災安全課（防災無線を実施する場合のみ）	84-0626	287/288	84-0640
(2) 総務課（庁内放送の実施）	84-0613	246	-
(3) 観光課（以下の施設へ連絡） アイプラザ半田 半田赤レンガ建物	84-0689 23-2255 24-7031	326 / 327 / 328 / 324 - -	25-3255 - 24-7033
(4) 市民協働課（市民交流センター）	32-3430	801	32-3447
(5) 子ども育成課（以下の施設へ連絡） 児童館・児童センター 学童保育所 子育て支援センター	84-0658 22-4188	406/407 - -	- 32-3447
(6) スポーツ課（以下の施設へ連絡） 半田運動公園 半田福祉ふれあいプール 半田市体育館 青山記念武道館 半田球場 北部グラウンド 臨海テニスクラブハウス	22-1184 27-6663 26-6661 23-7176 24-0666 21-0604 29-1411 22-8250	421/422 840 - - - - - -	24-0488 27-6796 26-6663 24-6466 24-1866 - 29-1411 22-8250
(7) 幼児保育課（以下の施設へ連絡） 市立保育園 認定こども園 私立保育園 私立認定こども園 半田市病児保育施設	84-0660	417/418/419	23-4162
2. 学校・教育関係			
(1) 学校教育課（以下の施設へ連絡） 市内小学校 市内中学校 市立幼稚園 私立幼稚園	84-0688	519/520	24-0511
(2) 半田市立図書館・博物館（以下の施設へ連絡） 新美南吉記念館 亀崎図書館	23-7171/23-7173 26-4888 29-5060	843/845 846 844	23-7174 26-4889 20-1400
(3) 生涯学習課（以下の施設へ連絡） 市内公民館 乙川交流センターニコバル さくら小学校生涯学習施設 半田空の科学館	23-7331 23-7175	842 - -	23-7629 24-6466
3. その他			
半田常滑看護専門学校	24-0992	-	24-0993

防災無線の使用は
警報・重大警報のみ実施

愛知県
環境局水大気環境課
052-954-6216

FAX及びTELにより通知

宿直室
宿日直者
21-3111

環境課へ連絡
※宿日直業務緊急連絡先から

半田市役所
環境課
21-4001
環境課長

・グループウェア掲示板
・各課長へのTEL連絡
・ホームページ

1. 市役所庁内関係

(1) 防災安全課長（防災無線を実施する場合のみ） アイプラザ半田 半田赤レンガ建物	各課等長 (担当：)	各課等長電話番号 ()	各課外線番号 84-0626	ファックス 84-0640
(2) 観光課長（以下の施設へ連絡） 市民協働課長（以下の施設へ連絡） 市民交流センター	(担当：)	()	84-0689 23-2255 24-7031	25-3255 - 24-7033
(3) 市民協働課長（以下の施設へ連絡） 児童館・児童センター 子育て支援センター	(担当：)	()	32-3430	32-3447
(4) 子ども育成課長（以下の施設へ連絡） 半田運動公園 半田福祉ふれあいプール 半田市体育館 青山記念武道館 半田球場 北部グラウンド 臨海テニスクラブハウス	(担当：)	()	84-0658 22-4188	- -
(5) スポーツ課長（以下の施設へ連絡） 市立保育園 認定こども園 私立保育園 私立認定こども園 半田市病児保育施設	(担当：)	()	22-1184 27-6663 26-6661 23-7176 24-0666 21-0604 29-1411 22-8250	24-0488 27-6796 26-6663 24-6466 24-1866 - 29-1411 22-8250
(6) 幼児保育課長（行事等がある場合のみ各施設へ連絡） 市立保育園 認定こども園 私立保育園 私立認定こども園 半田市病児保育施設	(担当：)	()	84-0660	23-4162

2. 学校・教育関係

(1) 学校教育課長（行事等がある場合のみ各施設へ連絡） 市内小学校 市内中学校 市立幼稚園 私立幼稚園	各課等長 (担当：)	各課等長電話番号 ()	各課外線番号 84-0688	ファックス 24-0511
(2) 半田市立図書館・博物館（以下の施設へ連絡） 新美南吉記念館 亀崎図書館	(担当：)	()	23-7171/23-7173 26-4888 29-5060	23-7174 26-4889 20-1400
(3) 生涯学習課（以下の施設へ連絡） 市内公民館 乙川交流センターニコバル さくら小学校生涯学習施設 半田空の科学館	(担当：)	()	23-7331 23-7175	23-7629 24-6466

3. その他

半田常滑看護専門学校 (行事等がある場合のみ各施設へ連絡)	各課等長 (担当：)	各課等長電話番号 ()	各課外線番号 24-0992	ファックス 24-0993
----------------------------------	----------------	-----------------	-------------------	------------------

※ () 内の担当連絡先は、課等長に連絡がつかない場合等に使用

業務名	光化学スモッグ予報・注意報・解除等の連絡対応		
-----	------------------------	--	--

担当課	環境課	作成年月日	令和7年 月 日
-----	-----	-------	----------

業務内容

光化学オキシダント濃度が高くなつたとき（光化学スモッグ発生時）は、濃度に応じて、『光化学スモッグ予報、注意報、警報、重大警報』『予報、注意報、警報、重大警報の解除』が県から発令されます。

愛知県環境局から光化学スモッグに関する情報が連絡されましたら、半田市環境課担当者へ、連絡内容を伝えてください。

《連絡先》

環境課長

〈自宅電話〉

〈携帯電話〉

環境課

〈自宅電話〉

〈携帯電話〉

〈自宅電話〉

〈携帯電話〉

愛知県環境局

光化学スモッグ予報、注意報、警報、重大警報の
発令及び解除

宿日直

・光化学スモッグに関する
情報を連絡

環境課担当者

事務連絡
〇〇年〇〇月〇〇日

関係各課等長

環境課長 〇〇 〇〇

光化学スモッグ注意報（警報・重大警報）の発令（解除）について（通知）

標題の件につきまして、愛知県が本日〇〇時〇〇分に衣浦区域に光化学スモッグ注意報（警報・重大警報）を発令（解除）しましたので、別添庁内放送依頼及び掲示文書を参考に、所管する公共施設等での館内放送及び周知文書の掲示（撤去）を行ってください。

問合せ先 環境課 環境保全担当
電話 21-4001
FAX 25-3255

庁内放送依頼【注意報】

月　　日（　）
時　　分

（発令時）

御来庁の皆様並びに職員にお知らせいたします。

愛知県は、本日〇〇時〇〇分、衣浦区域に光化学スモッグ注意報を発令しましたので、次のことについてご留意ください。

- できるだけ屋外での運動を避け、屋内に入ってください。
- 目やのどに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをしてください。
- 症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けてください。

（解除時）

愛知県は、先に衣浦区域に発令しました光化学スモッグ注意報を、本日〇〇時〇〇分に解除しました。

庁内放送依頼【警報・重大警報】

月　　日（　）
時　　分

（発令時）

御来庁の皆様並びに職員にお知らせいたします。

愛知県は、本日〇〇時〇〇分、衣浦区域に光化学スモッグ警報（又は重大警報）を、発令しましたので、次のことについてご留意ください。

- 屋外での運動を中止してください。
- 屋外への外出を控え、窓などを閉めてください。
- 目やのどに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。
- 症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けてください。

（解除時）

愛知県は、先に衣浦区域に発令しました光化学スモッグ警報（又は重大警報）を、本日〇〇時〇〇分に解除しました。

防災無線放送【警報・重大警報】

月 日 ()
時 分

(発令時)

市民の皆様に半田市環境課からお願い申し上げます。

愛知県は、本日〇〇時〇〇分、衣浦区域に光
かがく
化学スモッグ警報（又は重大警報）を、発令しました。次のことにご留意ください。

- 屋外での運動を中止してください。
- 屋外への外出を控え、窓などを閉めてください。
- 目やのどに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。
- 症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けてください。

(解除時)

愛知県は、先に衣浦区域に発令しました光
かがく
化学スモッグ警報（又は重大警報）を、本日〇〇時〇〇分に解除しました。

光化ビヨウモツス報章発令中

- ・できるだけ屋外での運動を避け、屋内に入ります。
- ・目や喉に刺激を感じた方は、洗眼やうがいをして下さい。
- ・症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けましょう。

光化学スモッグとは

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生し、大気が白くモヤがかかったようになります。この状態を『光化学スモッグ』と呼んでおり、子供や気管支などに疾患がある人が屋外で活動している場合に健康影響が出やすいといわれています。

光化モソウ 学ス先報 警告中

- ・屋外での運動を中止しましょう
- ・外出を控え、屋内に退避し、窓などを閉めましょう
- ・目や喉に刺激を感じた方は、洗眼ややうがいをしてましょう
- ・症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けましょう

光化学スモッグとは
工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生し、大気が白くモヤがかかつたようになります。この状態を『光化学スモッグ』と呼んでおり、子供や気管支などに疾患がある人が屋外で活動している場合に健康影響が出やすいといわれています。

光化ビッグ モリス 学 化 大 重 警 報 発 令 中

- ・屋外での運動を中止しましょう
- ・外出をやめ、屋内に退避し、窓などを閉めましょう
- ・目や喉に刺激を感じた方は、洗眼ややうがいをしてましょう
- ・症状が悪化した場合は、病院などで検査を受けましょう

光化学スモッグとは

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生し、大気が白くモヤがかかつたようになります。この状態を『光化学スモッグ』と呼んでおり、子供や気管支などに疾患がある人が屋外で活動している場合に健康影響が出やすいといわれています。

別紙2

光化学スモッグ被害状況調査票

No. _____

〔健康調査〕

氏名				性別	男・女	年齢		
職業				連絡先(TEL)				
現住所								
被害場所								
被害日時	令和 年 月 日() 時~ 時							
被害時の行動								
被 害 状 況	頭	1.いたい	2.おもい	3.ふらふらする	4.なし			
	目	1.チカチカする	2.涙ができる	3.その他()	4.なし			
	臭	1.あり()	2.なし					
	のど	1.いたみあり 2.なし						
	せき	1.あり 2.なし						
	吐気	1.あり 2.なし						
	手足	1.しびれた	2.しびれていない	3.脱力感				
	その他							
	最新の症状				特に耐えがたい症状			
被害回数	今年 回目の被害							
治 療	受診	受診先病院名:						
	未受診	1.洗眼	2.うがい	3.その他				
既往歴等	既往歴() 現症()							
その他参考事項								
令和 年 月 日	時調査		調査員					

別紙3

光化学スモッグ被害調査票（集団）

発信者

受信者

①	届出日時	令和 年 月 日 () 時 分 (電話、直接)						
②	発生時間	時～ 時 (情報受信)	時 分					
③	所在地							
④	名称	(TEL)						
⑤	代表者名							
⑥	施設周辺 の状況	主要道路： 工場等：						
⑦	施設建築の概要	建物の構造	木造 鉄筋 階建					
⑧	被害発生 の場所	屋内	階 窓側 真中 窓・閉 カーテン・開					
		屋外	授業中 体育内容 休憩中 放課後 休日 その他					
⑨	被害の 状況 クラス数 生徒数 職員数	組 別	在籍数	被害者数	重症者 (再掲)	入院者 (再掲)		
			男	女				
	計							
⑩	症 状	人 数			症 状	人 数		
		男	女	計		男	女	計
		1 眼				6 めまい		
		2 のど				7 頭痛		
		3 咳きん				8 嘔吐		
	4 喘息			9 脱力感				
5 息苦しさ			10 その他					
⑪	処置	医師の処置	有()	無				
施設でとった処置								
⑫	に お い	あり()	臭)	なし				
植物の被害	あり			なし				
⑭	視程障害	あり	km	なし				
⑮	1 天候	気温 °C	湿度 %	天気				
2 風向・風速	風向		風速 (無風・微風・弱風・強風)					
3 その他								

注) ⑨については、生徒、職員の総数並びに被害者数の総数のみでよい。
被害場所を明示した施設の見取図・施設周辺の略図を添付のこと。

参 考

光化学スモッグ緊急時対応フロー

●予報発令時

環境課

- ①情報収集
 - ・県ホームページ
 - ・大気汚染常時監視結果(速報データ)等
- ②グループウェアの掲示板で庁内周知

●注意報発令時

環境課

- ①グループウェアの掲示板更新
- ②関係各課(土日祝は所属長)へ対応を依頼
- ③ホームページへ周知文掲載

関係各課（施設所管課）

- ・公共施設で周知文掲示・館内放送
(マニュアル内の周知文・原稿使用)

●警報・重大警報発令時

環境課

- ①グループウェアの掲示板更新
- ②関係各課(土日祝は所属長)へ対応を依頼
- ③ホームページ更新
- ④必要に応じて市内パトロール

関係各課（施設所管課）

- ・公共施設で周知文掲示・館内放送
(マニュアル内の周知文・原稿使用)

防災安全課（広報設備所管課）

- ・防災無線により住民等周知
(マニュアル内の原稿使用)

【解除時】

- ▶ グループウェアの掲示板更新（環境課）※共通
- ▶ 周知文撤去・館内放送（関係各課）※注意報、警報・重大警報
- ▶ ホームページ更新（環境課）※注意報、警報・重大警報
- ▶ 防災無線により住民等周知（防災安全課）※警報・重大警報
- ▶ 必要に応じて市内パトロールによる周知（環境課）※警報・重大警報

光化学スモッグ予報発令時のグループウェア掲示板への掲載文

タイトル：光化学スモッグ予報の発令について

職員各位

本日、午前・午後〇〇時〇〇分、愛知県が衣浦区域に光化学スモッグ予報を発令しましたので、お知らせいたします。

今後、注意報（警報、重大警報）に切り替わった場合は、施設を所管する課等におかれましては、館内放送や張り紙などにより、施設利用者等へ周知をしていただくこととなりますので、ご承知おきください。

※注意報（警報、重大警報）に切り替わった際には、使用していただく館内放送文や掲示文書をこの掲示版で提示いたします。

※光化学スモッグ注意報等は12時～15時半前後に発令され、17時半頃までに解除される場合が多いです。

光化学スモッグ注意報（警報、重大警報）発令時のグループウェア掲示板への掲載文

タイトル：光化学スモッグ注意報（警報、重大警報）の発令について

職員各位

本日、午前・午後〇〇時〇〇分、愛知県が衣浦区域に光化学スモッグ注意報（警報、重大警報）を発令しましたので、お知らせいたします。

施設を所管する課等におかれましては、別添の放送文や張り紙、一斉メールの配信などにより、施設利用者や生徒、児童等への周知を行っていただくとともに、健康被害の発生にご留意ください。